

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和6年10月22日（火）13時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・令和10年度に全国高等学校総合体育大会を東海ブロックで開催します
- ・令和6年度教育功労者表彰の被表彰者が決まりました
- ・「英語を使おう！言語活動推進事業 オンライン国際交流」の公開授業を実施します

質疑事項

- ・令和6年度教育功労者表彰の被表彰者が決まりました
- ・「英語を使おう！言語活動推進事業 オンライン国際交流」の公開授業を実施します
- ・職員の人事異動について
- ・損害賠償の額の決定及び和解について
- ・訴訟事件の処理について
- ・公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について
- ・主権者教育について

発表項目

○ 令和10年度に全国高等学校総合体育大会を東海ブロックで開催します

全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイは、平成23年度から開催地の負担軽減を図るために、全国を9ブロックに分けてのブロック開催に移行しているのですが、令和10年度大会については、主催者である全国高等学校体育連盟が東海ブロック4県、愛知、岐阜、三重、静岡ですけれども、この東海ブロック4県で開催することを決定いたしました。東海ブロックでの開催は、平成30年度の三重県を中心とした大会以来10年ぶりで、総合開会式は幹事県である愛知県で開催されます。全部で30競技の開催なのですが、本県ではこのうちの6競技を開催します。この東海ブロックでの開催については、幹事県の愛知県からすでに公表されていると思いますが、本県での開催競技、この6競技を公表するのは、これが初めてになります。配付資料1の(3)のところにありますように、本県開催の6競技はボクシング、自転車競技、バスケットボール、相撲、弓道、バドミントンです。他県で開催される競技はまだ調整中ですので、決定次第報告されることになっています。今後、東海高等学校体育連盟では、令和7年3月31日を目途に、各競技の開催地を決定することとしていますので、本県としてもこの日までに、市町の意向を確認の上、開催地を決定していくこととしています。

○ 令和6年度教育功労者表彰の被表彰者が決まりました

三重県教育委員会は、県内の教育及び学術の発展、並びに文化財の保護顕彰に功績顕著な方や団体を、教育功労者として表彰しています。本年度は3名の受賞者を決定いたしました。学校教育功労として別所 永豊（べっしょ ひさと）様、66歳。津西高校の元教員です。そして学校保健功労として神田 博（かんだ ひろし）様、81歳、元学校医です。最後に、教育行政功労として、岩崎 恭典（いわさき やすのり）様、68歳、元三重県教育委員会の委員長です。表彰式は11月7日14時から県総合文化センター中ホールで行います。別紙の事績概要をみていただきますと、簡単に説明しますが、まず学校教育功労の別所様は、長きにわたり、県立高校の数学科教諭として工夫を凝らした魅力ある授業を実践するとともに、数学教育の発展のため、三重県高等学校数学教育研究会において、東海地方数学教育会研究大会等、さまざまな活動に携わっていただきました。学校保健功労の神田様は、学校医として42年の長きにわたり、児童の健康診断、健康相談に尽力され、適切な指導と助言により、学校保健の充実に貢献いただくとともに、14年にわたり、社団法人伊勢市医師会の理事として献身的に活動をいただきました。教育行政功労の岩崎様は、平成23年3月から8年間、三重県教育委員会委員を務め、うち2年間は委員長として会を代表するなど、長年にわたり教育行政に携わっていただき、教育委員会制度そのものが大きく変わる中で、本県教育の推進、充実に多大な貢献をされました。

○ 「英語を使おう！言語活動推進事業 オンライン国際交流」の公開授業を実施します

三重県では令和5年度英語教育実施状況調査から、中学校の英語による言語活動の実施状況が低い傾向にあることがわかっておりまして、言語活動を充実していくことが課題となっています。配付しています、資料の一番最後に参考として、数値をお示ししていますのでご覧いただければと思いますが、授業中50%以上の時間、言語活動を行っている学校の割合、この数字が全国平均よりもかなり低くなっているという課題があります。こうした中、令和6年度県民提案募集から「英語を使おう！言語活動推進事業 オンライン国際交流」という事業を予算化することができました。現在、県内の中学生と海外の同年代の生徒がオンラインで交流しています。そのオンライン国際交流の概要は、配付資料1にあるとおりです。モデル校は3校。英語を母語としない他国の同年代の生徒と小グループ同士で英語による交流を各校とも3回実施しています。この度、そのうちの1つを公開授業とすることにしました。公開授業の目的は、授業を参観した教員に、今後の授業改善につなげてもらうということで、資料に書いていないのですが、県内の公立小中学校の教員とか、市町教育委員会職員が参加対象になります。実施校は伊賀市立城東中学校、実施日は11月12日です。インドネシアの同年代の生徒と、小グループ同士で互いの国の魅力について伝え合うという趣旨で、オンラインでの意見交流を行う予定です。取材を希望される場合は、小中学校教育課までご連絡いただければと思います。

発表項目に関する質疑

○ 令和6年度教育功労者表彰の被表彰者が決まりました

(質) 教育功労者表彰についてですけれども、この3人を選んだ理由。こういった経緯でということ。あと例年だと4人ですかね。

(答) 例年3人から5人ぐらいなので、人数が決まっているわけではないです。選んだ経緯ですけれども、教育委員会事務局内とか、それから市町の教育委員会に候補者を照会します。推薦のあった方について我々事務局に設置している審査委員会で審査して、候補者を選定しているということになります。

(質) 特に教育長として、どなたか思い入れのあるというか、特に何かご関係があったりとか、こういったことに感謝しているというような方がいらっしゃったら、ですけれども。もう皆さんですかね。

(答) 有名だと思いますけれども、岩崎恭典さんは、県教育委員会の委員として、時には委員長として、さまざまな場面でいろんな貴重な助言とかをいただきました。当時、総合教育会議が頻繁に開催されていた時期で、当時の鈴木知事とも意見交換を多く行う中で、教育委員会の立場に立ったご意見とか、いろいろ言っていて、我々も非常に、ありがたかったなという思いはあります。

○ 「英語を使おう！言語活動推進事業 オンライン国際交流」の公開授業を実施します

(質) 母語としない他国の同年代の生徒と、そういう交流は、なんか意味があるのですか。ネイティブの生徒と交流した方が普通、英語が向上するかと思うので。

(答) これは担当課では意図してまして。やっぱり言語能力上のアドバンテージが相手にあるよりは、対等な関係で会話を進める方が、いろんな気づきもあるということで、自分が英語を学ぶ意義とかを感じやすいということで、この言語能力上、対等な立場にある方々とするというふうにしています。

(質) それは何か学生なんかでエビデンスがあるのか。

(答 小中学校教育課) そこまでは把握していません。

(質) これはこういうふうに英語を母語としないところとやるというのが一般的に多いのか。

(答 小中学校教育課) 2つに分かれるのですけれども、ネイティブと交流する場合と、あえて普段ネイティブで話さない相手と交流するという場合で、今回は後者で。ともに英語を外国語として学んでいるという、同じ学習者同士で、しかも同年代で話すことで、分かち合う共通の価値観というものもあり、そこから英語を学ぶ意欲が向上するといふなど。

(答) なので事業の企画の仕方としては2種類あるのですけれども、今回は対等な立場のほうを選んで、そういう形でやりたいと。

(質) その話からするとネイティブでやっているところと、やったこともあると。

(答) 今回、県教委が小中学校でこういうオンライン国際交流を行うのは初めてです。津市

とか尾鷲市が独自でやっているような例はありますので、そちらの方でひよっとしたらそういうふうになっているかもしれません。

(質) じゃあ積み重ねていったエビデンスは母語としないところとやるよりは、ネイティブでやった方が、効果があるならそっちへ切り替える可能性もあると。

(答) そういう、いろんなやり方をトライしていくという余地はあるかなとは思いますが。

(質) 中学生の英語の言語活動の実施状況が低いということなのですが、三重県の中学生の英語の能力とか、点数とかというところ全国的に見て高いのか低いのかというのは、わかったりしますか。

(答) 全国学力学習状況調査、去年英語がありましたけれども、全国平均よりは下でございます。

(質) 何位ぐらいになるのですか。

(答) 順位はちょっと見ていないのですが、全国平均よりやや下ですね。

その他の項目に関する質疑

○ 職員の人事異動について

(質) 人事異動があるのですけれども、松阪工業と南伊勢で教頭を兼務するというのは物理的に可能なのですか。

(答) 松阪工業高校の定時制の教頭の欠員が出ましたので、南伊勢高校の南勢校舎にいた教頭が一定可能ではないかということで、異動させることとしました。南勢校舎に人がいなくなるということになりますので、一定何かの時のために兼務をかけておこうということになりました。

(質) 南勢校舎にいないからまあいいやという。

(答) 基本的に南勢校舎の中では、本当に業務に限られていることもあります。ただ全然ないというわけではないだろうということで、念のために兼務をかけておこうということです。

○ 損害賠償の額の決定及び和解について

○ 訴訟事件の処理について

(質) 損害賠償の額の決定及び和解について、訴訟事件の処理について。

(答) 損害賠償の額の決定というのは、前にちょっと報道されたと思いますけれども、杉の子特別支援学校の著作権侵害に関して、損害賠償を請求されていた事案でございます。その損害賠償の額が、弁護士に中に入っていて、相手方と交渉しながら進めてきましたけれども、465,300円ということで決まったということです。

(質) もう1つ、訴訟事件の処理について。

(答) この訴訟事件は、実は令和3年に、東員町の小学校で発生したいじめの案件がございまして、その小学校とその設置者である東員町教育委員会の対応が適切でなかったと

して、原告が東員町と三重県を被告として、連帯して5,232万円余を支払うことを求めて、津地方裁判所に訴訟を提起したものでございます。

(質) それで県教委としてはどうするのですか。

(答) 今ちょうど対応を検討しているところです。訴訟を提起されましたので、応訴する方向で考えているのですが、具体的なことはここでは回答を差し控えたいと思います。また、いじめの事案に関しては、県立高校で起こったものは県が対応するし、小中学校で起こったものは基本的に市町が対応するのですが、一定県としても、アドバイスなどを行っている立場でもあり、また、国家賠償法第3条1項においては、公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、管理するものと費用を負担するものが異なるときは、費用を負担するものもまた、損害を賠償する責に任ずる、とされており、小中学校の教員の給与負担は県と国がやっておりますので、そういうこともあって実際は、東員町が主体的に対応したいじめ事案なのではございますが、県と一緒に訴えられたということでございます。

(質) 訴訟提起はいつになるのですか。

(答 生徒指導課) 7月19日です。

(答) ただこちらに訴状が届いたのが10月8日。向こうで訴状の訂正があったように聞いていまして、先日届いたばかりです。

(質) 10月8日に届いた。

(答) はい。

(質) 担当はどこになる。

(答) 担当は生徒指導課です。

(質) 前段のお話の、著作権の関係の支払いの和解ですけど、これ制度上は、教育委員会で今日決定されたということになりますかね。和解をするということが。

(答) 実は議決が必要です。ですので、議会に出していく案を教育委員会で決めたということになります。実際には議決した後に、それが効果をもつこととなりますので、今は仮決定みたいなものです。

(質) それは12月議会ですか。

(答) そうですね。

(質) もし可決された場合に和解金を支払うということになるわけですけど、あえて聞きますけど、著作権料の原資というのはどういう形になるのですかね、この46万円。

(答) 原資ですか。基本的には県費で支払うということで議会に出すこととなります。

(質) 結局この問題については、実際のところ、どなたがこういった行為をしたのかというのが特定できていないという状況でしたね。

(答) どういうメンバーが関わって学校だよりを作っていたかはわかっているのですが、このイラストを貼りつけたのが誰かというのが特定できなかったということですので。今後に向けた、例えば、処分なり、そういうことを考えるときにはどうするのかこ

ちらもいろいろと調査をしたのですけれども、実際には起案をした人間に対して注意
なりする必要があるのだと思うのですけれども、それも、文書が残っていないのでわか
りかねるということになります。

(質) 起案者もわかっていない。

(答) はい。

○ 公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について

(質) 公文書の不存在の裁決の話ですけれど。

(答) 今日の議題のですね。

(質) それを公開するかどうかという話とは別に、不存在決定という行為ですけれど、これ
は本当の意味で不存在だということなのですね。その是非ですけれども、これ比較的、
それほど昔の話ではなくて最近の支出なのかなと思われそうですけれど、もうこういった
ものは保管していない、存在していない。

(答) というよりも、公開を求められたのが、高校のサッカー部の部費の使途が示されたレ
シートか領収書でございまして、部活動の部費というのは、基本的に公費ではなくて私
費でございます。一般的に顧問と生徒、保護者との間でやりとりされるものでありまし
て、学校は関与していません。ですので、公文書としては保管していないということに
なります。

(質) ただ一般的に申し上げますとその部費を管理しているというのは、先生方ではあるとい
うことになりますね。

(答) そうですね、先生方がしています。ちゃんと適正にやるように、こちらでは一定の基
準なり方法は示して、このようにしてくださいというふうに指導しています。

(質) その指導の中で、一般的にそういった支出の記録ですね、レシート領収書を含めて保
管してくださいということは言っていないのでしょうかね。

(答) 一定保管して、当然部活動の中で、総会なども開いて、保護者も出席していただいて、
こういうふうに使っていますということで皆さんに説明していると思うのですけれど
も、基本的にそれは学校自体関わっていません。なので、公文書開示請求をされても、
ないということになります。

(質) つまり、学校とか教育委員会にはないと。

(答) そうです。

(質) 実際に本当にそのもの自体があるかどうかという話では少し違いますね。

(答) はい。

(質) その上でお尋ねするのですけれど。これはちょっと背景として、どういった経緯で請求
が上がってきて、現場ではどのようなことになっているのかというのは何か把握され
て、対応されているようなことはありますか。

(答 教育総務課) 請求者の方が、どのような意図で開示請求をされているのか、それから

不服審査請求をされているのか、これについてはわからないところです。

(質) その請求者の意図というよりかは、支出をめぐって教育委員会の方にご指摘が寄せられていたとか、学校にこんな指摘があがっているとか、そういった情報はありますか。

(答) 特に何かまずい案件があって、これどうなっているのだというようなものではないです。

○主権者教育について

(質) 今週末に、衆院選の投開票日があると思うのですがけれど、衆院選だけではなくて、いろんな選挙で若年層の投票率が低いとかという懸念が多分あると思うのですがけれども、そこにまず所感などあれば、ちょっと伺いたいなというふうに思います。

(答) やっぱり主体的に社会を作っていく力というのを我々も重視していますので、主権者教育に、今年も新規の取組も予算化して進めているところですので、こういう選挙の場面なんかを活用してほしいし、しっかり投票に行き、自分も社会を作っていくということに参画してほしいと思っています。

(質) 具体的に、今その主権者教育というお話があったと思うのですが、投票の、例えば啓発だったりとか、そういった活動とか、今後どのように進めるとかという考え方は。

(答) 主権者教育は必ず投票に行けということだけではないので、いろんな形で、社会を作ったり、そういうことに関わっていただくような教育をしているのですが、今回の投票に関しては、もうすでに解散の翌日には、各学校には通知もして、各校長から生徒に対しても、選挙にしっかり行くようにというようなことは言われたというふうにこちらの耳には入っています。

以上、13時54分終了